

令和8年度 仁淀川町集落支援員業務委託事業 仕様書

1 目的（趣旨）

この仕様書は、仁淀川町（以下、「本町という。」）が、集落支援員活動業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本町の過疎地域等の集落維持、活性化を促進するため、本業務の委託者（以下「受託者」という。）に求める業務の内容等を示すものである。

2 履行場所 仁淀川町内及び活動に資する場所

3 委託期間 令和8年5月11日（月）から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

地域の実情に詳しい人材が集落の巡回・状況等の把握、きめ細かな集落点検、集落のあり方の話し合い、集落の維持・活性化に向けた取り組みについて本町と情報連携をしながら、以下の業務を行うこと。

（1）集落対策

①集落点検の実施

②集落のあり方に関する話し合いの促進

③地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

（2）その他集落の維持及び活性化に資するため町長が必要と認めること

5 人員

3人相当

6 勤務時間

休憩時間を除き1週間あたり38時間45分に満たない範囲内で町長が定める
（一人あたり）

7 前提条件

前提条件とは、本業務について、本町があらかじめ定める事項及び実施する行為等である。

（1）活動報告

受託者は、活動報告書の作成を行い毎月報告する。本町はこれを確認・検査する。

（2）セキュリティ

受託者は、本町から提供されたシステムのデータ及び業務遂行により新たに登録されたデータを外部に漏らしてはならない。また、電子計算機器類に外部から侵入されないよう万全の体制を整えなければならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、業務のため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の規定を遵守し、契約に定める個人情報の保護条項に基づき、個人情報の保護に努めなければならない。

(4) 打ち合わせ等の実施

業務を適正かつ円潤に推進していくため、打合せや協議等は、必要に応じてその都度行うものとする。

8 委託料の支払い

受託者からの請求があり、本町が必要であると認めるときは委託料の概算払いをすることができる。

ただし支払いの回数や限度額等の詳細な支払い方法については契約締結時に双方で決めることとする。

9 遵守事項

受託者は、本業務を実施するにあたり、以下の事項を遵守する。

- (1) 集落支援員制度の趣旨を理解し、熱意を持って、誠実かつ積極的に地域活性化に係る活動を行うこと。
- (2) 事故やトラブルの防止に努め、集落支援員の信用を失墜させることがないようにすること。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も、同様とすること。

10 その他

この仕様書に定めていない事項及び疑義が生じた場合は、本町と受託者で協議すること。